

給付型奨学金の申込みをしたものの、認定を受けられなかった方へ

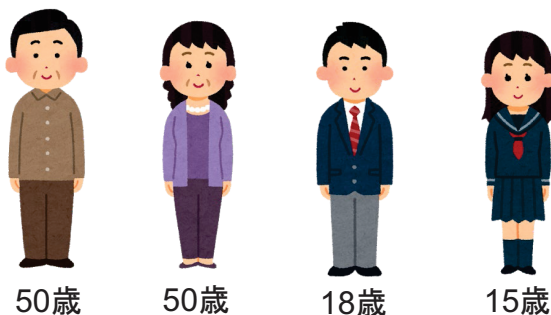
Q 日本学生支援機構に給付型奨学金の申込みをしました。が、**認定を受けることができませんでした**（不採用となりました）。もう今後はずっと、本制度による支援を受けることはできないのでしょうか？

A 一度、申し込んで認定を受けられなかった人であっても、その後の在学採用で、**また申し込むことができます**。

毎年6月頃に住民税情報が更新されるので、例えば、高校生のときの予約採用や、大学等に入学した4月に申し込んで不採用だった人でも、秋に申し込めば採用される可能性があります。

2021年4月の申込みでは2019年の所得に基づく住民税情報、2021年秋の申込みでは2020年の所得に基づく住民税情報により判定されます。（対象になれば、**授業料減免も併せて受けられます**。）

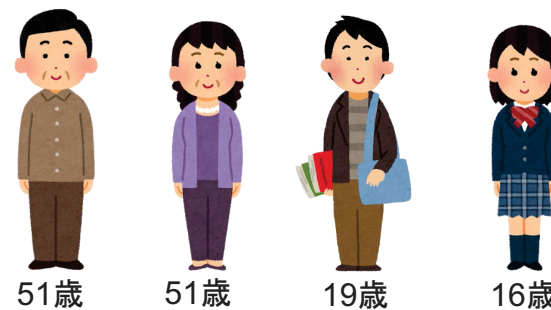
例えば・・・



2019年中の世帯収入400万円で
2020年の予約採用で申込み



給付型奨学金の
家計基準を満たしません



2020年中の世帯収入370万円で
2021年秋の在学採用で申込み



給付型奨学金の
家計基準を満たします

次の年に状況が
変わっていれば・・・



（住民税情報は
2021年6月頃に更新）



これは、給付奨学金の判定のために確認する住民税の情報（収入の情報）が前年のものであり、それを確認できるようになるのが夏以降だからです。

今後も、状況が変化していたら、次の年の秋に申し込めば対象になるかもしれません。

詳しい基準は
「進学資金シミュレーター」
で確認してみましょう！



※ 上記は4人世帯の場合の一例です。基準を満たすこととなる年収の金額は、世帯の構成や年齢等によって変わります。